

## 平成 13 年度 社会保障費 ——解説と分析——

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部

2003 年(平成 15 年)12 月 2 日「平成 13 年度社会保障給付費」を公表した<sup>1)</sup>。研究所のホームページ(<http://www.ipss.go.jp>)で、配布資料全ページを公開している。

### 第 1 部 解 説 編

#### I 平成 13 年度社会保障給付費の概要

- 1 平成 13 年度の社会保障給付費は 81 兆 4,007 億円となり、集計開始以来はじめて 80 兆円を超えた。対前年度増額は 3 兆 2,735 億円、伸び率は 4.2% で前年度並だった。
- 2 社会保障費の対国民所得比は 22.00% となり、集計開始以来最高を記録した。これは社会保障給付費が増加している一方で、国民所得の対前

- 年度伸び率が△ 2.7%<sup>2)</sup> と下落したことによる。
- 3 国民 1 人当たりの社会保障給付費は 63 万 9,500 円で、対前年度伸び率は 3.9% と前年度並となっている。
  - 4 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に分類して部門別にみると、「医療」が 26 兆 6,415 億円で総額に占める割合は 32.7%，「年金」が 42 兆 5,714 億円で総額に占める割合は 52.3%，「福祉その他」が 12 兆 1,878 億円で 15.0% である。
  - 5 「医療」の対前年度伸び率は 2.4% である。平成 12 年度は、介護保険施行で高齢者医療費

表 1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成 12 年度	平成 13 年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 781,272 (100.0)	億円 814,007 (100.0)	億円 32,735	% 4.2
医療	260,062 (33.3)	266,415 (32.7)	6,353	2.4
年金	412,012 (52.7)	425,714 (52.3)	13,702	3.3
福祉その他	109,198 (14.0)	121,878 (15.0)	12,680	11.6
介護対策(再掲)	32,635 (4.2)	41,462 (5.1)	8,827	27.0

注) 括弧内は構成割合(%)、公表資料の表 1 に該当。

が福祉その他へ組み替えられた結果、対前年度伸び率が△1.5%とマイナスであったが、平成13年度では費用組み替えの影響が無くなり増加に転じている。

- 6 「年金」の対前年度伸び率は3.3%である。平成12年度の3.2%に比べると少し大きくなっているが、平成12年度同様に物価スライドがなかったことが反映して、昭和40年度(独立の部門として集計を開始)以来2番目に低い伸び率にとどまっている。
- 7 生活保護、児童手当、失業給付、社会福祉費等からなる「福祉その他」の対前年度伸び率は11.6%である。平成12年度の25.0%には及ばないが、再掲している「介護対策」が27.0%の伸びとなっていること等を受けて、かなり大きな伸び率となっている。
- 8 表2のように機能別にみると、最も大きいの

は老齢年金や老人福祉サービス給付費などからなる「高齢」であり38兆9,509億円、総額に占める割合は47.9%である。2番目に大きいのは医療保険や老人保健などの医療給付などからなる「保健医療」であり26兆2,085億円、総額に占める割合は32.2%で、これら上位2機能分類で、総額の80.0%を占めている。

- 9 額としては小さく全体の伸びへの影響は小さいものの、対前年度伸び率では「家族」のが12.0%と最も高い。「家族」には、子供その他の被扶養者がいる家族(世帯)を支援するため提供される給付が計上されている。

## II 平成13年度社会保障財源の概要

公表資料では、第10表及び第11表で財源の推移を示した。前者は第18次ILO集計までの調査

表2 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成12年度	平成13年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 781,272 (100.0)	億円 814,007 (100.0)	億円 32,735	% 4.2
高齢	368,270 (47.1)	389,509 (47.9)	21,239	5.8
遺族	58,747 (7.5)	60,057 (7.4)	1,309	2.2
障害	18,747 (2.4)	19,051 (2.3)	304	1.6
労働災害	10,377 (1.3)	10,346 (1.3)	△31	△0.3
保健医療	256,408 (32.8)	262,085 (32.2)	5,677	2.2
家族	22,826 (2.9)	25,559 (3.1)	2,733	12.0
失業	26,271 (3.4)	26,524 (3.3)	254	1.0
住宅	1,986 (0.3)	2,201 (0.3)	214	10.8
生活保護その他	17,641 (2.3)	18,676 (2.3)	1,035	5.9

注) 括弧内は構成割合(%)、公表資料の表4に該当。

票に、後者は第19次の調査票に基づいて集計された。

- 1 平成13年度の社会保障収入総額は90兆3,902億円で、対前年度伸び率が0.3%である。  
注) 収入総額とは、社会保障給付費の財源に加えて、積立金への繰入・管理費及び給付外の施設整備費の財源も含む。
- 2 大項目では「社会保険料」が56兆1,257億円で、収入総額の62.1%を占める。次に「税」が26兆6,922億円で、収入総額の29.5%を占める。
- 3 収入総額の伸びを見ると、「社会保険料」及び「税」については増加しているが、「資産収入」の減少が大きい。

## 第2部 分析編

今回は、介護保険制度に関する状況について細かく分析した。

### 1 給付費データにおける介護保険制度の歳入と歳出の構造

平成13年度は介護保険制度が導入されてから2年目となるが、この間の実績を図1に示す。

図1で見るよう、歳入・歳出ともに初年度に比べ約9,000億円増加している。この規模拡大傾向は、福祉関係の給付費の伸びに大きく寄与しており、例えば「福祉その他」の対前年比11.6%の伸びのうち「介護保険における現物給付」の伸びが7割近くを占めている。

表3 項目別社会保障財源

	平成12年度	平成13年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 901,562 (100.0)	億円 903,902 (100.0)	億円 2,340	% 0.26
I 社会保険料	549,694 (61.0)	561,257 (62.1)	11,563	2.10
事業主拠出	283,106 (31.4)	286,537 (31.7)	3,431	1.21
被保険者拠出	266,589 (29.6)	274,720 (30.4)	8,132	3.05
II 税	252,184 (28.0)	266,922 (29.5)	14,738	5.84
国	197,066 (21.9)	207,075 (22.9)	10,009	5.08
地方	55,118 (6.1)	59,847 (6.6)	4,729	8.57
III 他の収入	99,684 (11.1)	75,724 (8.4)	△ 23,961	△ 24.04
資産収入	64,976 (7.2)	43,464 (4.8)	△ 21,512	△ 33.11
その他	34,708 (3.8)	32,259 (3.6)	△ 2,449	△ 7.06

注) 括弧内は構成割合(%)、公表資料の表7に該当。

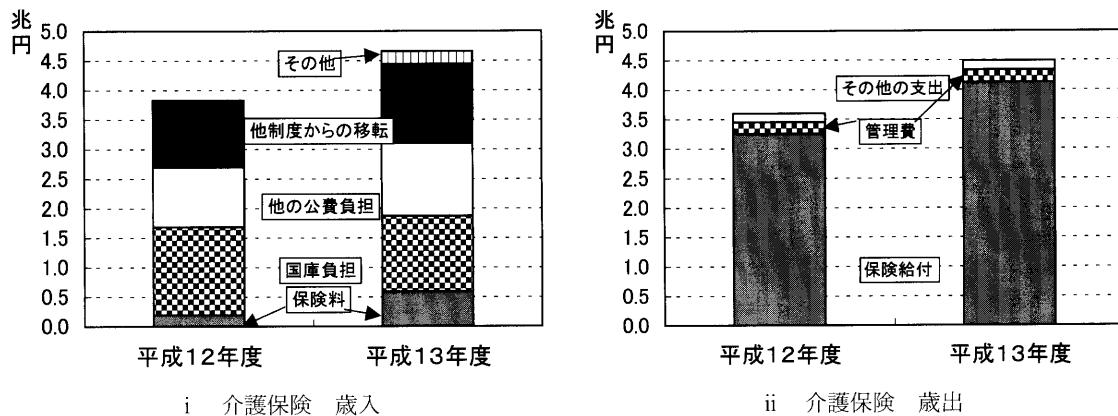


図1 介護保険歳入と歳出の構造(平成12・13年度実績)

## 2 収入について

図1-iは、「介護保険」の収入構造である。この図の中の「保険料」には、第1号被保険者の保険料のみが含まれている。第1号被保険者の保険料収入が対前年比で約4,000億円増加しているが、これは介護保険制度導入時に実施された経過措置(平成12年4月から6ヵ月間の保険料全額免除、同年10月から1年間の半額免除)の影響により、年額ベースで本来の徴収額の1/4に抑えられていた12年度の保険料収入が、13年度には3倍の3/4となったものである<sup>3)</sup>。

同図のなかで「他制度からの移転」<sup>4)</sup>と示されているのが、第2号被保険者(40歳以上65歳未満医療保険加入者)の負担する保険料である。介護保険財源全体における保険料の割合は、同図の「保険料」と「他制度からの移転」を合わせたものとなる。その割合は12年度で34.7%、13年度で41.4%と増えてきている。

## 3 支出について

図1-iiは支出構造である。介護保険制度の保険給付は、平成13年度に(対前年度比で約8,700億円)増加し約4.1兆円になった。給付では現物給付の増加が著しく、約8,500億円増、対前年比67.1%の伸びとなった。これは、介護サービス利用の増加によるところが大きいと考えられ、例えば『介護保険事業状況報告(年報)』によると、介護報酬請求件数は、在宅サービス(福祉用具購

入費等の現金給付を除く)で約38%増(約3,696万件から約5,109万件)、施設サービスについては約16%増(約701万件から約815万件)となっている<sup>5)</sup>。

## 4 介護保険財政の状況について

介護保険制度では、サービスの利用料の1割を利用者が負担し、残り9割のサービス給付を「保険料」と「公費(税金)」で、それぞれ50%ずつまかなうこととなっている。給付費データにおける「保険料」負担の流れを追うことで、介護保険財政の状況を概観する。

図1-iの通り、第1号被保険者の保険料は、介護保険制度の保険料として計上されるが、第2号被保険者の分は各医療保険制度の拠出として制度ごとに計上され、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という)に移転される。基金は、この介護納付金を介護給付費交付金として保険者へ交付し、これが給付費の整理上「他制度からの移転」として介護保険制度の歳入に計上される。(表4参照)

この流れを基金から見ると、収支決算における介護給付費納付金徴収額と介護給付費交付金交付額となる。表5には、基金年報よりその一部である決定額を示す。

表4と表5を比較すると、若干の齟齬が生じることがわかる。異なる費用統計であるために齟齬が生じることはあり得ることはあるが、以下の

表4 第2号被保険者負担の流れ：社会保障給付費より

## 各医療保険

	収入 拠出	支出		介護保険	
		他制度への移転			
		平成12年度	平成13年度		
政府管掌健康保険		3,016億円	5,252億円		
組合管掌健康保険		2,847億円	3,705億円		
国民健康保険	保 険 料	4,388億円	4,962億円		
船員保険		15億円	54億円		
私立学校振興・共済事業団	(税)	81億円	92億円		
国家公務員共済組合		236億円	267億円		
地方公務員等共済組合		687億円	761億円		
	計	11,271億円	15,092億円		

## 介護保険

	収入	
	平成12年度	平成13年度
他制度からの移転 －支払基金交付金	11,243億円	13,390億円

表5 第2号被保険者負担の流れ：基金年報（社会保険診療報酬支払基金）より

	介護給付費納付金微収決定額		介護給付費交付金決定額
	平成12年度	平成13年度	
政府管掌健康保険	3,927億円	4,340億円	
組合管掌健康保険	3,135億円	3,432億円	
国民健康保険	4,388億円	4,962億円	
船員保険	34億円	36億円	
私立学校振興・共済事業団			
国家公務員共済組合	1,004億円	1,119億円	
地方公務員等共済組合			
	計	12,489億円	13,889億円

	介護給付費交付金決定額
平成12年度	平成13年度
11,243億円	13,561億円

通り解釈することが可能である。

まず、給付費データの「他制度への移転」と基金年報の「介護給付費納付金微収決定額」の齟齬は、政府管掌健康保険、船員保険及び一部の組合管掌健康保険において、平成12年度微収決定額全額については当該年度内に支払いが完了せず、納付猶予が行われたために生じているものと考えられ、例えば「12年度+13年度」でそれぞれのデータを見ると齟齬は生じていない<sup>6)</sup>。

次に給付費データの介護保険制度における「他制度からの移転」と基金年報の「介護給付費交付金決定額」を比較すると、平成12年度の交付金は表4と表5で等しく計上されているが、13年度は給付費データの交付額が約170億円小さくなっている。これは、基金からの交付金の交付はまず概算払いを行われているという性質上、13年度以降の実際の移転額は基本的に前年度の精算分を含むものとなることが影響しているものと考

えられる。すなわち、12年度は予想よりはサービス利用が少なかった市町村が多い中、12年度の介護給付費交付金の確定に伴い生ずる返還分が発生し、13年度交付金決定額よりも実際の移転額が小さくなってしまった（返還分が交付決定額に「充当」された）と解釈できる<sup>7)</sup>。

最後に、支払基金は、介護給付費納付金と交付金の決定額の差を、事業費勘定における損益計算上の利益あるいは損失として処理している。基金年報によると、平成12年度は約1,246億円、13年度は約858億円の利益がでており、それぞれが積立金として整理されている<sup>8)</sup>。

平成13年度社会保障給付費の推計作業及びとりまとめは、勝又幸子・阿萬哲也・佐藤雅代が担当した。本資料に関する問い合わせは次で受ける。

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部  
第3室 03-3595-2985 (総合企画部直通) 又は  
sougou@ipss.go.jp (総合企画部代表)

### 注

- 1) 訂正版公表は、平成 15 年 12 月 24 日。本編は訂正版の更新済み数値に基づいて作成されている。
- 2) 本文の表章で△は減少数(率)を表わす。
- 3) これらの経過措置の終了に伴い、国庫負担として計上される臨時特例交付金(円滑導入基金)が約 3,700 億円減少し、対前年度比 1/3 となつた。
- 4) 社会保険診療報酬支払基金交付金である。
- 5) ただし、平成 12 年度についてはデータの制約から 11 カ月分の請求件数。

6) なお、組合管掌健康保険については、「平成 12 年度 + 平成 13 年度」でみても齟齬が生じているが、これは、年度中に解散した健保組合があることによるものと思われる。

7) 「充当」によって精算を行うこととした市町村の中には、会計処理の違いにより当初決定した概算交付金の額を変更しない(充当に係る額と同額を歳出の「諸支出金」で支出し、歳入の「支払基金交付金」で受け入れる公金振替処理を行うこと)場合もあるため、基金年報における平成 13 年度交付金交付決定額から充当額を差し引いても支払基金交付金とは厳密には一致しない。

8) なお、14 年度には積立金すべてが取り崩されて事業費勘定における受入金に充てられている。

(かつまた・ゆきこ 総合企画部第3室長)

(あまん・てつや 総合企画部第1室長)

(さとう・まさよ 総合企画部研究員)

---

## 動 向

---

### 社会保障費用の国際統計の動向

—ILO, OECD, EUROSTATを中心として—

国立社会保障・人口問題研究所

#### はじめに

2003年は社会保障費用の国際統計に大きな動きが見られなかった年である。2003年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した平成13年度社会保障給付費の参考資料として掲載した国

際比較データについても更新ができなかった。2004年2月現在利用可能な国際比較データについては表1および表2にまとめたようにEUROSTAT以外は前年から更新されていない。

表1 社会保障費国際統計の利用可能状況(2004年2月現在)

	旧 ILO 基準 <sup>1)</sup>	新 ILO 基準 <sup>2)</sup>	OECD <sup>3)</sup>	EUROSTAT <sup>4)</sup>
日本	1950～1993	1994～2001	1980～1998	—
アメリカ	1949～1992	1994～1995	1980～1999	—
イギリス	1949～1993	—	1980～1998	1991～2000
ドイツ	1949～1993	1994～1996	1980～1998	1991～2000
フランス	1949～1993	—	1980～1998	1991～2000
スウェーデン	1949～1993	1994～1996	1980～1998	1991～2000

表2 「表1」の国際統計のうち財源データの有無

	旧 ILO 基準 <sup>1)</sup>	新 ILO 基準 <sup>2)</sup>	OECD <sup>3)</sup>	EUROSTAT <sup>4)</sup>
日本	1950～1993	1994～2001	—	—
アメリカ	1949～1992	1994～1995	—	—
イギリス	1949～1993	—	—	1991～2000
ドイツ	1949～1993	1994～1996	—	1991～2000
フランス	1949～1993	—	—	1991～2000
スウェーデン	1949～1993	—	—	1991～2000

注 1 : ILO ホームページで 1990～93 の 3 年間掲載、それ以前は刊行物参照。

2 : 1994～96 の 3 年間 (国によっては 2 年間) を new concept としてホームページで掲載。 <http://www.ilo.org/public/english/protection/socsec/publ/css/cssindex.htm>

3 : CD-ROM のみで OECD Social Expenditure database 2001, 3rd Edition として販売。(ISBN92-64-09850-X)

4 : 印刷物のみで EUROSTAT より European social statistics Social Protection Expenditure and receipts 1991～2000, 2003 edition として販売。(ISBN92-894-4894-6)

社人研ホームページにて一部表を翻訳掲載。 <http://www.ipss.go.jp/Japanese/euro/eurostat2003ed.html>

## 1. OECDの政策分野区分の改訂動向について

OECDは電子媒体(CD-ROM)の刊行としては2枚目だったOECD Social Expenditure database 2001, 3rd Editionを2002年に刊行したのを最後にその後新しい版を出していない。次の刊行が遅れている背景の一つには、OECDが政策分野区分を13区分から9区分に再編成していることが考えられる。OECDは参加各国へ1980年から直近で提出可能な年までの各年のデータについて2003年8月までに新9区分に更新して再提出するように要請してきた。表3が新旧の政策分野の対応表である。再編のポイントは以下のとおりである。

① 従来「5. SERVICES FOR ELDERLY AND DISABLED PEOPLE」に分類されていた費用のうち、高齢者福祉関係は新分類「1. OLD AGE」へ、障害者部分は新分類「3. INCAPACITY-RELATED BENEFITS (Disability, Occupational injury and disease, Sickness)」へ再分類された。

## ② 従来の「2. DISABILITY CASH BENEFITS」

に計上されていた、公的年金の障害年金および一時金を「3. INCAPACITY-RELATED BENEFITS (Disability, Occupational injury and disease, Sickness)」へ再分類された。

## ③ 旧「3. OCCUPATIONAL INJURY AND DISEASE」と「4. SICKNESS BENEFITS」は新「3. INCAPACITY-RELATED BENEFITS (Disability, Occupational injury and disease, Sickness)」へ再分類された。

## ④ 旧「7. FAMILY CASH BENEFITS」「8. FAMILY SERVICES」は新「5. FAMILY」へ統合された。

## ⑤ 旧「13. OTHER CONTINGENCIES」の費用は、埋葬費については「2. SURVIVORS」へ再分類された。その他、災害援助や生活保護などは「9. OTHER SOCIAL POLICY AREAS」へ再分類された。

## ⑥ 2002年版よりデータ作成依頼の段階から、各

表3 OECD新旧政策分野区分の対応表

2001edまでの政策分野区分

	Old Category
1	OLD-AGE CASH BENEFITS
2	DISABILITY CASH BENEFITS
3	OCCUPATIONAL INJURY AND DISEASE
4	SICKNESS BENEFITS
5	SERVICES FOR ELDERLY AND DISABLED PEOPLE
6	SURVIVORS
7	FAMILY CASH BENEFITS
8	FAMILY SERVICES
9	ACTIVE LABOUR MARKET PROGRAMMES
10	UNEMPLOYMENT
11	HEALTH
12	HOUSING BENEFITS
13	EDUCATION
14	OTHER CONTINGENCIES

新しい政策分野区分

	New Category
1	OLD AGE
2	SURVIVORS
3	INCAPACITY-RELATED BENEFITS (Disability, Occupational injury and disease, Sickness)
4	HEALTH
5	FAMILY
6	ACTIVE LABOUR MARKET PROGRAMMES
7	UNEMPLOYMENT
8	HOUSING
9	OTHER SOCIAL POLICY AREAS

注：教育(Education)という政策分野区分は当初OECDより提案されたものだったが、実際には一度も集計されず現在に至っている。なお、OECDからは「図表でみる教育—OECDインディケータ」2003年版が刊行されており、教育関連の支出についても収載されている。

国のワークシートは3枚に分けられている。すなわちPB = Public Social Benefits[公的の社会給付]、PO = Mandatory Private Social Benefits[義務化されている私的社会給付]、PV = Voluntary Private Social Benefits[任意の私的社会給付]の3種類である。(注: OECD Social Expenditure database 2001ed でもすでに3枚のワークシートでデータが納められているが、各国へのデータ請求時においては1枚のワークシートが配布された。今回はデータ請求時より3枚のワークシートへの分類を前提としている。)

- ⑦ PO = Mandatory Private Social Benefits [義務化されている私的社会給付]のワークシートには、厚生年金基金等と農業者年金基金等の2つの制度を分類している。
- ⑧ 住宅については、2001edの日本のデータでは提供していなかったものであるが、新ILO基準の機能別分類においても、生活保護制度の住宅扶助費を計上していることから、OECDに対しても同様の形で住宅部分のデータを提供する

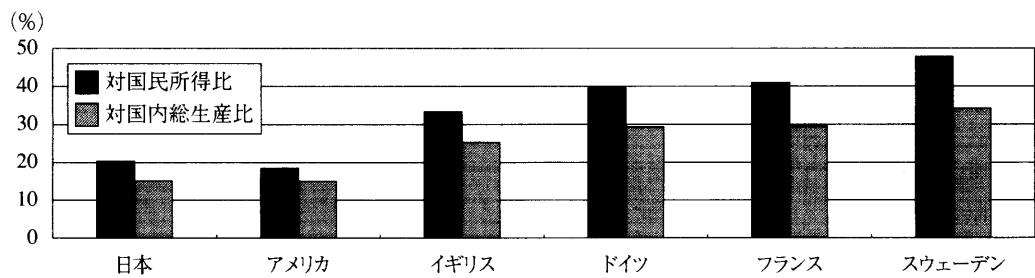
ために加えた。

## 2. OECD基準による社会保障支出の国際比較

ILO基準(第19次調査)のデータ更新が行われていないため、社会保障給付費で国際比較をすす場合、一番新しいデータでも1996年しか示すことができないという問題がある。そこで、ここではOECD基準による国際比較なら1998年までは更新可能であることを紹介しておきたい。

(注) OECD基準による社会支出は、社会保障給付費よりも広い費用を含むものとして集計されている。従って、どの国においてもILO基準より規模が大きくなっている。その差は主に、施設設備整備費などの直接個人に移転されない費用が範囲に含まれていることによる。

この国際比較はPDFファイルで社人研のウェブよりダウンロードできるようになっている。下記URL平成13年度社会保障給付費のページより目次の最後尾参照。[http://www.ipss.go.jp/Japanese/kyuhuhi-h13/kyuuhi\\_h13.html](http://www.ipss.go.jp/Japanese/kyuhuhi-h13/kyuuhi_h13.html)



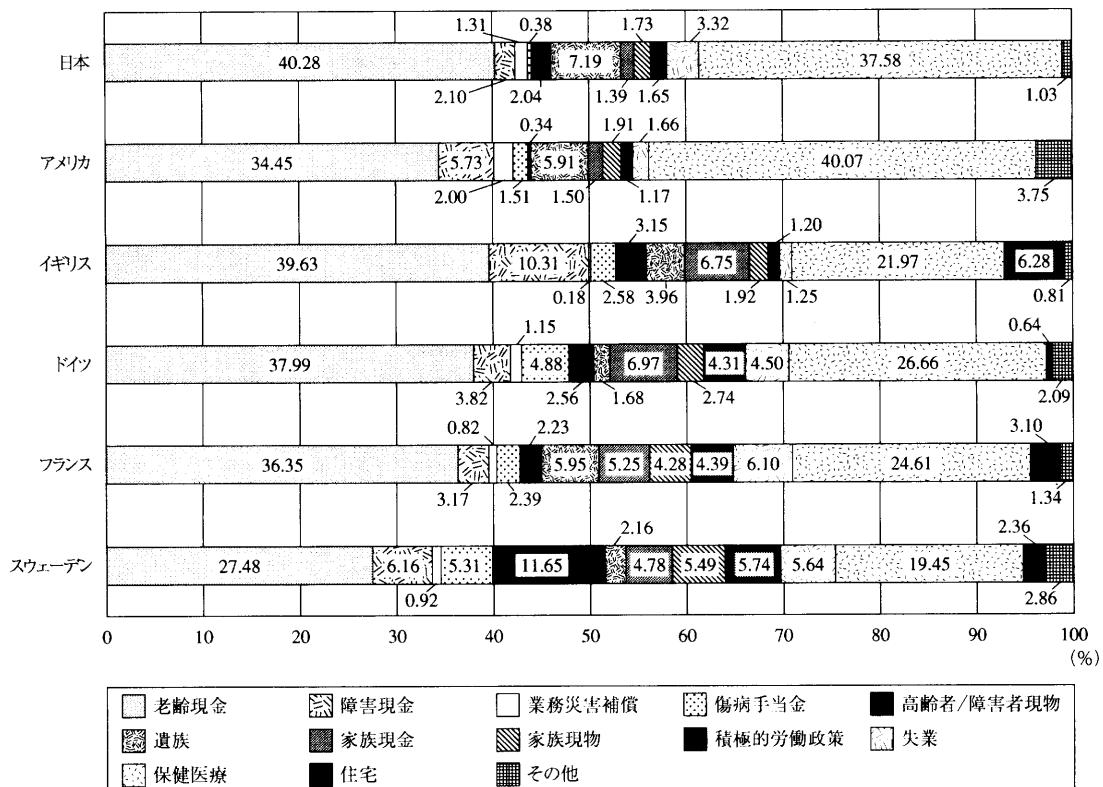
参考図1 社会支出の対国民所得比および対国内総生産比の国際比較(1998年)

参考表1 社会支出の対国民所得比および対国内総生産比の国際比較(1998年)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
対国民所得比	20.36	18.44	33.24	39.43	40.86	47.83
対国内総生産比	15.06	14.97	25.33	29.32	29.52	34.14

資料: 日本の国民所得および国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成15年版国民経済計算年報」による(以下同じ)。

アメリカ、ドイツおよびスウェーデンの国民所得および国内総生産についてはNational Accounts of OECD countries, volume 2, OECD, 2002 による(以下同じ)。



参考図2 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較(1998年)

参考表2-1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較

(%)

	老齢現金	障害現金	業務災害補償	傷病手当金	高齢者/障害者現物	遺族	家族現金	家族現物	積極的労働政策	失業	保健医療	住宅	その他	合計
日本	8.20	0.43	0.27	0.08	0.42	1.46	0.28	0.35	0.34	0.68	7.65	—	0.21	20.36
アメリカ	6.35	1.06	0.37	0.28	0.06	1.09	0.28	0.35	0.22	0.31	7.39	—	0.69	18.44
イギリス	13.17	3.43	0.06	0.86	1.05	1.32	2.24	0.64	0.40	0.42	7.30	2.09	0.27	33.24
ドイツ	14.98	1.51	0.45	1.93	1.01	0.66	2.75	1.08	1.70	1.77	10.51	0.25	0.82	39.43
フランス	14.85	1.30	0.34	0.98	0.91	2.43	2.15	1.75	1.79	2.49	10.06	1.27	0.55	40.86
スウェーデン	13.14	2.94	0.44	2.54	5.57	1.03	2.28	2.63	2.74	2.70	9.30	1.13	1.37	47.83

参考表2-2 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較

(%)

	老齢現金	障害現金	業務災害補償	傷病手当金	高齢者/障害者現物	遺族	家族現金	家族現物	積極的労働政策	失業	保健医療	住宅	その他	合計
日本	6.07	0.32	0.20	0.06	0.31	1.08	0.21	0.26	0.25	0.50	5.66	—	0.16	15.06
アメリカ	5.16	0.86	0.30	0.23	0.05	0.89	0.22	0.29	0.18	0.25	6.00	—	0.56	14.97
イギリス	10.04	2.61	0.05	0.65	0.80	1.00	1.71	0.49	0.30	0.32	5.57	1.59	0.20	25.33
ドイツ	11.14	1.12	0.34	1.43	0.75	0.49	2.04	0.80	1.26	1.32	7.82	0.19	0.61	29.32
フランス	10.73	0.94	0.24	0.70	0.66	1.76	1.55	1.26	1.30	1.80	7.27	0.92	0.40	29.52
スウェーデン	9.38	2.10	0.32	1.81	3.98	0.74	1.63	1.87	1.96	1.93	6.64	0.81	0.98	34.14

表4はOECDの政策分野別区分の定義と日本の例をまとめたものである。参考図2を理解するうえで

参考になる。本政策分野区分は前述のように次期公表時には9分野に改編されることになっている。

表4 政策分野別社会支出の項目説明

	OECD定義 <sup>1)</sup>	日本の例
老齢現金	退職によって労働市場から引退した人および決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金および一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上すること。	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 <sup>2)</sup> 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給
障害現金	障害によって労働不能な者への現金給付である。ただし労働災害や傷病によって障害を持った者に対する給付はここには含めず、「業務災害補償」へ計上すること。	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 社会福祉：特別児童扶養手当等給付金
業務災害補償	業務災害補償制度下で給付されたすべての現金給付(年金、傷病手当、障害手当など)をここに計上する。	国家公務員災害補償 地方公務員等災害補償 旧公共企業体職員業務災害 労働者災害補償保険 船員保険(業務災害関連給付)
傷病手当金	「業務災害補償」における現金給付以外で、病気や傷害によって労働できなかった間の所得を計上する。ただし、介護休暇などの子どもの為に取得した場合は「家族現金給付」に分類する。医療制度の給付については「保健医療」に計上する。	政管健保、組合健保、各種共済組合等被用者健康保険における；傷病手当金、休業手当金等
高齢者・障害者現物	高齢者および障害者を対象にした在宅および施設の介護サービスを計上する。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上する。	社会福祉：老人福祉費、障害者保護費、福祉費等 在宅福祉サービスと施設福祉サービスを含む費用 公衆衛生：保健衛生諸費(ハンセン病療養所費補助金、エイズ予防対策事業委託費等)
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上する。	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注)遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害補償」に含む
家族現金	家族を支援するために支出される現金給付を計上する。	児童手当および特別児童扶養手当 介護休業および育児休業給付費 健康保険制度の給付する出産一時金(産時休暇) 育児出産一時金(正常分娩費)
家族現物	家族を支援するために給付される現物給付(サービス)に当てる支出を計上する。	児童保護費 婦人保護費 児童育成事業費補助金(給付)
積極的労働市場政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上する。障害を持つ労働者の雇用促進を含む。	
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上する。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる。	雇用保険と船員保険の求職者給付等が計上されているが、船員保険の給付のみ社人研が提供
保健医療	医療の現物給付をここに計上する。OECD Health data file の公的医療支出の数値をここに援用する。(治療にかかる費用であって、傷病手当金はふくまない。)	
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上する。	
その他	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上する。たとえば難民や移民のための給付など上記政策分野のいずれにもあてはまらなかった給付を計上する。	生活保護における給付 社会福祉における災害救助関係給付 公衆衛生における原爆被害者の給付 健康保険における埋葬費の現金給付

注1：OECD定義とはOECD Social Expenditure databaseの基準である。

2：OECDでは、公的機関または民間機関による、世帯および個人に対する、公的支出、義務的私的支出、任意の私的支出の3種類の費用(定義については前ページ参照)を別シート計上しているが、日本の場合、厚生年金基金等と農業者年金基金等の給付は、義務的私的支出に分類している。なお、任意の私的支出は計上していない。

### 3. 國際比較統計と參加國

表5はEUROSTATへの參加國とOECD加盟國を基準として國際比較統計でデータを提供している國々をまとめたものである。ILO基準へのデータ提供国にはばらつきがあることがわかる。

第6表は3つの國際機関の社會支出統計を比較するために作成した。日本を含むデータとしてはOECDが最も迅速な更新実績があるが、残念なことに収入(財源)データを整備していない。

表 5 各國際比較統計でデータを提供している國

	ヨーロッпа 15ヶ国	EEA (European Economic Area)	OECD社会支出 2001ed	ILO(新基準) 1994-96
	EUROSTAT		OECD	ILO
ベルギー	○		○	○
デンマーク	○		○	○
ドイツ	○		○	○
ギリシャ	○		○	○
スペイン	○		○	○
フランス	○		○	
アイルランド	○	○	○	○
イタリア	○	○	○	
ルクセンブルク	○	○	○	
オランダ	○	○	○	
オーストリア	○	○	○	○
ポルトガル	○	○	○	○
フィンランド	○	○	○	○
スウェーデン	○	○	○	○
イギリス	○	○	○	
アイスランド		○	○	○
ノルウェー		○	○	
スイス			○	○
リヒテンシュタイン		△		
アメリカ			○	○
カナダ			○	○
オーストラリア			○	
ニュージーランド			○	○
トルコ			○	○
メキシコ			○	○
日本			○	○
韓国			○	○
チェコ			○	○
ポーランド			○	

注：△の意味はリヒテンシュタインはEEAに含まれるがここではデータ無し。

EEAではEU加盟國以外のデータも収集していることに注意。

ILOでは新定義の1994～96年のデータを提供している國のみ。

表 6 各国際比較統計の特徴

	ILO 社会保障費(新基準)	OECD 社会支出統計	EUROSTAT 社会保護費統計
対象国	ILO加盟国	OECD加盟国	EU加盟国
基本区分	機能別収入・支出	機能別支出のみ	機能別収入・支出
範囲	<p>① 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること 保健医療／老齢／障害／遺族／失業／業務災害／家族・児童／住宅／公的扶助その他</p> <p>② 制度が法律によって定められ、それによって特定の者に権利が付与され、あるいは公的、準公的、もしくは独立の機関によって責任が課せられるものであること</p> <p>③ 制度が法律によって定められた公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること、あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関でも良いこと</p> <p>④ 給付として設備整備費や借入金の返済などは含まない</p>	<p>① 制度の目的が、次の社会政策分野のいずれかに対する給付を提供するものであること 老齢現金／障害現金／業務災害補償／傷病手当金／高齢者・障害者現物／遺族／家族現金／家族現物／積極的労働政策／失業／保健医療／住宅／その他</p> <p>② 上記の社会政策によって公的機関また民間機関による、世帯および個人に対する、公的支出、義務的私的支出、任意の私的支出の3種類の費用を計上する(世帯間移転は含まない)</p> <p>③ 施設整備費などもそれぞれの給付に含まれる</p>	<p>① 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること 保健医療／障害／老齢／遺族／家族・育児／失業／住宅／他の分類に入らない社会的疎外</p> <p>② 上記リスクまたはニーズの負担を世帯および個人から免除するための公的機関また民間機関からの全ての介入を含む(同時互恵的措置も個人的措置も含まない)</p> <p>③ 給付として設備整備費や借入金の返済などは含まない</p>
収入区分	管理費は別掲	管理費は別掲	管理費およびその他支出は別掲
	社会保険料 事業主拠出 民間事業主拠出 公的事業主拠出 被保険者拠出 被用者拠出 自営業者および年金受給者拠出 税 普通税 国 地方 目的税 国 地方 他の収入 資産収入 その他 積立金からの受入		1 社会保険拠出 11 使用者の社会保険拠出 111 使用者の現実の社会保険拠出 112 使用者の帰属社会保険拠出 12 保護対象者による社会保険拠出 121 被用者 122 自営業者 123 年金受給者その他  2 一般政府の拠出 21 目的税 22 一般収入 3 他の制度からの移転 4 その他の収入 41 財産所得 42 その他  収入発生源となる制度部門の分類 1 全居住者制度的単位 11 法人企業(非金融法人企業、融機関) 12 一般政府 121 中央政府 122 州政府および地方政府 123 社会保障基金 13 家計 14 対家計非営利団体 2 海外部門

注：ILO新基準とは第19次調査以降採用された機能別分類を表す。

#### 4. まとめ

2004年2月現在において最も新しい社会支出の国際比較データを整備しているのはEUROSTAT 社会保護費統計で2000年のデータである。しかし その費用定義や範囲はILOやOECDの統計と一致する部分ばかりとは言えない。特に労使協約上の給付などについてはEUROSTATが最も広く社会保護費統計の範囲に含めることから、日本の給付と横並びでの比較は難しい。

ILOは日本の社会保障給付費の基礎となっており、日本人にとってはわかりやすい費用統計であるが、1996年を最後にデータの更新が行われていないこととイギリスやフランスなどの主要国のデータが揃わないことから限定的な使い方をせざるをえない。

日本を含む国際比較統計としては、OECDの社会支出が1998年までデータが揃っているので、支出比較においては日本を含む国際比較としては最

も新しいデータといえる。しかし、収入（財源）データが無いので、国際比較は支出面だけにとどまる。

本資料に関する問い合わせは次で受ける。

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部  
第3室 03-3595-2985（総合企画部直通）又は  
sougou@ipss.go.jp（総合企画部代表）

#### 参考文献

- 浅野仁子 2001「社会保障費の国際比較—基礎統計の解説と分析—」『海外社会保障研究』No.134
- 勝又幸子 2003「国際機関における社会保障費用の国際統計整備の現状」『海外社会保障研究』No.142
- 勝又幸子 2002「社会保障費用の国際比較」『海外社会保障研究』No.138
- EUROSTAT. 1996. "EUROSTAT ESSPROS MANUAL"
- EUROSTAT. 2003. European social statistics Social protection Expenditure and receipts Data 1991–2000 (ISSN 1681-9365)